

広島県告示第百三十六号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定  
によって、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定する。

平成二十八年三月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八五号

三 道路の区域

区 間	延 長 (メートル)	上り・下り 又は上下線	備 考
三原市皆美二丁目一八六〇番四地先から 三原市城町二丁目六〇二番三五九地先ま で	四、〇八〇	上下線	